

わが国の養護教諭養成課程のシラバスにおける標準 予防策の記述の検討（第一報）

伊 藤 道 子
竹 崎 登喜江
落 合 賀津子

北里大学看護学部

I.はじめに

学校教育法により、養護教諭は全ての小・中学校と一部の幼稚園・大学と殆どの高等学校に配置され、児童・生徒の養護をつかさどっている¹。さらに養護教諭の職務は、健康診断、救急処置、疾病予防等の保健管理、保健教育、健康相談(活動)、保健室経営、保健組織活動等とされ²、健康を守る役目を中心的に担っている。学校は集団で過ごす時間が長く、感染症が蔓延しやすい環境にある。そのため学校安全保健法に「感染症の予防」の項目が設けられ^{2,3}、感染症から児童・生徒を守る役目も養護教諭が中心となって担っている。

養護教諭が行う「創処置」や「感染予防」など14項目の看護技術の実施状況と自信の程度の自己評価を質問紙調査で実施する（有効回答者98人、回収率25.1%）と、「創処置」と「感染予防」は各々約93、約94%が「実施できている」とした⁴。自信の程度については、「自信がある」を選択した者が同項目とも約20%で、「まあまあ自信がある」が約66%、約69%であり、自己評価にもかかわらずばらつきがみられた⁴。これらの結果は、国内初のインフルエンザA(H1N1)pdm09（当時の名称は、新型インフルエンザ）確定の生徒が在籍していた学校における、誹謗中傷への危機対応と疫学調査を含む蔓延予防の対策、発症者や関係者への心のケアやグリーンケア⁵にみられるように、感染症への効果的な対処を実施してきた養護教諭がいる反面、救急処置や出血を伴う創処置において、「保健室は病院ではないので、(物品を)消毒する必要はなしというコメントがみられた⁶」り、器具は高圧蒸気滅菌し、可能な限りディスポーザブル製品を使用、廃棄物は手袋装着をする養護教諭もいるが、鑷子を消毒後水道水に浸漬して空中落下細菌を防ぐという養護教諭もいて⁷、「感染予防に対する意識格差が極端に異なる⁷」ことが原因のひとつと考えられる。さらに2009年の調査では、出血する創の処置で使用される器具はセミクリティカル器具に位置

づけられるため、使用前に滅菌処理が必要だが、高圧蒸気滅菌された器具の使用は、21校中の実施は皆無であった⁸。8校が鑷子は使用せず、ディスポーザブル手袋や綿棒を使用していたが、十分に予算がついておらず現状の維持が非常に困難となっていた⁸。これらの状況は、養護教諭養成課程における感染予防に関する教育内容のうち、標準予防策を含む感染予防の考え方が足りないことに起因しているのではないかと考えた。

「標準予防策（スタンダードプリコーション）」とは、感染症の有無にかかわらず、血液、粘膜、損傷のある皮膚、汗を除く体液、排泄物、分泌物などを感染源と考え、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルガウンなどの个人防护具を着用して接触し、感染源に触れた医療用具も他の清潔な場所に触れないことなどが、具体策である⁹。厚生労働省からも病院に対して通知されており¹⁰、WHOも21世紀最初の新興感染症となった重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行を契機に、標準予防策を明示したガイドラインを発表している¹¹。

II. 目的

わが国の養護教諭養成課程のシラバスにおける標準予防策の記載の有無を明らかにし、同養成課程の教育内容の検討をする。

III. 方法

1. 対象

わが国の養護教諭養成課程のシラバスのうち、webで公開されている記述とする。

2. 調査日

2015年7～10月。

3. データ収集方法

1) 文部科学省の教員免許状を取得可能な大学等のweb¹²から、養護教諭一種免許状を取得できる全日制で、指定養成機関ではない学校（すなわち大学と短期大学専攻科）のコースを検索する。

2) 上記で明らかになった大学のコースが公開しているシラバスをwebで検索し、精読する。

4. データ分析方法

個別分析を経て、全体分析を行う。

1) 個別分析

標準予防策の教授の有無と教授されている科目名、卒業要件を満たせば厚生労働省実施の看護師国家試験受験資格・歯科衛生士受験資格が取得可能の有無、入学資格が養護教諭

二種免許を取得済みか取得見込者などに限定されている養護教諭養成課程、すなわち短期大学専攻科であるかを抽出する。

なお、今回は卒業要件を満たせば看護師国家試験受験資格を得ることができる場合は分析から除外する。その理由は、看護基礎教育ですでに標準予防策が含まれているためである¹³。また短期大学専攻科は、養護教諭二種免許を学んだ短期大学のシラバスの検討も必要だが、今回は分析が複雑になるため、除外する。

2) 全体分析

上記に抽出した養護教諭養成課程のうち16コースを選び、標準予防策の教授の有無と傾向を検討する。

5. 倫理的配慮

大学名や課程名が特定されないよう全体分析のみを公表する。また、データはWeb上で公開されている記載に限定する。なお、学校教育法施行規則第172条により、大学は、掲載授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画の公表が義務付けられている¹⁴。

IV. 結果

1. 養護教諭一種免許状を取得できる全日制の大学と短期大学専攻科のコースの背景

養護教諭一種免許状を取得できる大学のコース数は、163コース（うち、学部改組による名称変更のため、重複して明示されている1校を含む）であった。そのうち、卒業要件を満たせば看護師国家試験受験資格が得られるコースは81、歯科衛生士国家試験受験資格を得ることができるコースは4、短期大学専攻科は6であった。

分析対象となった76コースから選んだ16コースは、国公立7コース、私立9コースで、歯科衛生士国家試験受験資格を得ることができるコースが4あった（表1）。なお、2コースのシラバスは読みとれなかった。1コースは開学1年目でシラバスが全てそろっていません、もう1コースは、「作成中」と表示された。

2. 標準予防策の教授の有無

16コース中、5コースが教授していた。国公立3コース、私立2コースであった（表1）。5コース中3コースは、歯科衛生士国家試験受験資格を得ることができるコースで、共通していた科目名は、「歯科」であった。異なる2コースで共通していた科目名は、「看護学実習」で、担当教員は看護職者と推測できた。

表1 調査した養護教諭養成課程の背景と標準予防策教授の有無及び共通科目名（N=16）

学校の設置者		
国・公立	7	コース
私立	9	コース
卒業要件を満たすと歯科衛生士国家試験受験資格を得られるコース		
	4	コース
標準予防策記載の有無		
あり		
設置者が国・公立	3	コース
設置者が私立	2	コース
なし		
	11	コース
標準予防策教授有りの場合の共通科目名		
歯科	3	コース
看護学実習	2	コース

VI. 考察

1. シラバスで標準予防策が教授されているコースの詳細

調査した16コース中、5コースが標準予防策を教授していた。これは約4割が教授していることとなり、文献検討で明らかになった感染予防に対する遵守の格差が大きい養護教諭の存在を考えると、高率に教授されていると考える。しかし、感染予防対策は全員が実施しないと感染が起こる可能性があるため、全コースでの教授が望ましいと考えられる。

歯科衛生士国家試験受験資格を得ることができるコースは4コース中3コースで標準予防策を教授していた。この理由は、看護教育と同様に、歯科衛生士養成課程における必修の内容であるためと推測される。しかし、全ての同コースで養護教諭としての専門科目ではなく、歯科衛生士としての学習の中で展開されていた。そのため、そのコースで学んだ学生が、養護教諭の現場に応用できるかは、検証がさらに必要と考える。他の2コースは、「看護学実習」という科目名が共通していたため、「養護に関する科目」に包含されているものと推測される。担当教員は、看護職者と推測され、とても先駆的な教育と考える。養護に関する科目は、看護職者が携わっている教科が多い。看護学をより理解してもらうため、また、児童・生徒の安全を守り、安楽をはかり、自立を促進するため、標準予防策を教授する看護職者が増えることを期待する。

2. 調査の限界と今後の期待

今回は76コース中16コースという約2割のシラバスの検討で、全てのコースを検討していないこと、必修科目か選択科目の区別がはっきりしない場合があり、調査の精度は低いと考える。また、シラバスに記載されていなくても、大項目の感染予防や救急看護の「傷

の手当」の中に包含されて、標準予防策が教授されている可能性もある。これは、今回の調査では明らかにできていない。

また、他の感染予防に関連する科目について検討をしていない。ある複数のコースは標準予防策の記載はなかったものの、感染症学や微生物学、免疫学という講義科目、微生物学の実験時間数が充実していた。いわば、看護学生より感染に関する知識や体験が充実しているコースが複数みられた。このような方針のコースであれば、標準予防策を加えることも容易なのではないかと期待している。

Ⅵ. おわりに

養護教諭養成課程では、養護に関する科目、教職に関する科目、免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法など）の履修が定められている。これらの状況のなか後藤¹⁵は「教育内容（授業内容や授業担当者の専門領域など）に細かい規定がなく、具体的な展開は各大学に委ねられているのが現状である」としている。今回は、予想以上に感染症やその知識に対して、時間配分がされていると感じている。もう一歩すすめて、養護教諭養成課程の教員と感染症や感染看護学を専門とする教員が共同して、標準予防策を教授できるシステムを構築させていきたい。また現職の養護教諭に対しては、「現職研修」で標準予防策を教授し、研鑽を積む機会をつくっていきたい。

引用文献

1. 学校教育法（1947）：第37条。 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html> (アクセス日2015年8月4日)
2. 中央教育審議会（2008）：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について(答申), 1-75.
3. 学校保健安全法(1958), 第1～4節。
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO056.html> (アクセス日2015年10月29日)
4. 岡田 久子, 坂本 雅代, 高橋 永子, 齋藤 美和, 藤田 晶子, 平瀬 節子, 尾原 喜美子(2010) : 養護教諭が行う看護技術の実施状況と自信の程度, 高知大学看護学会誌, 4 (1) : 43-49.
5. 渡辺 かおる (2013) : 高校における感染症対策と危機管理 養護教諭の立場から, チャイルドヘルス, 16 (4) : 243-249.
6. 津村 直子, 山田 玲子, 荒島 真一郎 : 保健室における滅菌・消毒方法の実態, 小児保健研究, 61 (5) : 736-742, 2002.
7. 榎 直美, 宮城 由美子, 大庭 優子, 野村 弓 (2002) : 養護教諭養成課程における看護

- 能力の育成 保健室における感染予防の問題点と今後の課題, 九州女子大学紀要, 39(2): 13-2, .
8. 齊藤 綾子 (2009) : 学校保健室における出血するけがの手当ての実態と提案, 小児保健研究, 68 (3) 号:395-401.
 9. Garner JS (1996) : Guideline for Isolation Precautions in Hospitals. The Hospital Infection Control Practices Advisory Committee, Infect Control Hosp Epidemiol, 17:53-80 .
 10. 厚生労働省(2005) : 医療施設における院内感染の防止について (通知), 医政指発第0201004号.
 11. WHO (Regional office for South-East Asia and Regional office for Western Pacific) (2004) : Practical guidelines for infection control in health care facilities, 10-17.
 12. 文部科学省(2014) : 教員免許状を取得可能な大学等 (平成26年4月1日現在の教員免許状を取得できる大学。平成26年4月1日現在の指定教員養成機関。平成27年4月1日から教員免許状を取得できる大学。).
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/index.htm (アクセス日2015年8月24日)
 13. 厚生労働省 (2003) : 看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書.
 14. 文部省 (1947) : 学校教育法施行規則, 第172条.
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22F03501000011.html> (アクセス日2015年10月29日)
 15. 後藤ひとみ(2014) : 養護教諭養成の課題と養護専門を支える学問の枠組みについて—モデル・コア・カリキュラムの検討をふまえて—, 保健の科学, 56 (6) : 375-379.
-

要約

わが国の養護教諭養成課程のシラバスにおける標準予防策の記載の有無を明らかにし、同養成課程の教育内容の検討を目的とした。研究方法は、2015年の文部科学省の教員免許状を取得可能な大学等のwebから、養護教諭一種免許状を取得できる全日制で、指定養成機関ではない学校（すなわち大学と短期大学専攻科）のコースを検索する。明らかになった大学のコースが公開しているシラバスをwebで検索し、精読して判定した。

調査した16コース中、5コースが標準予防策を教授していた。そのうち3コースは、歯科衛生士国家試験受験資格を得ることができるコースで、その他の2コースで共通していた科目名は「看護学実習」であった。これらから、調査の約4割が標準予防策を教授しており、さらなる充実が望まれた。